

令和7年11月14日 改訂

# 合葬墓 虹の丘

## 申込みのご案内



飯盛霊園広報キャラクター 虹の丘 ゆめ

守口市・門真市・大東市・四條畷市

**飯盛霊園組合**

TEL 0743-78-1195 FAX 0743-78-1196  
<https://www.iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

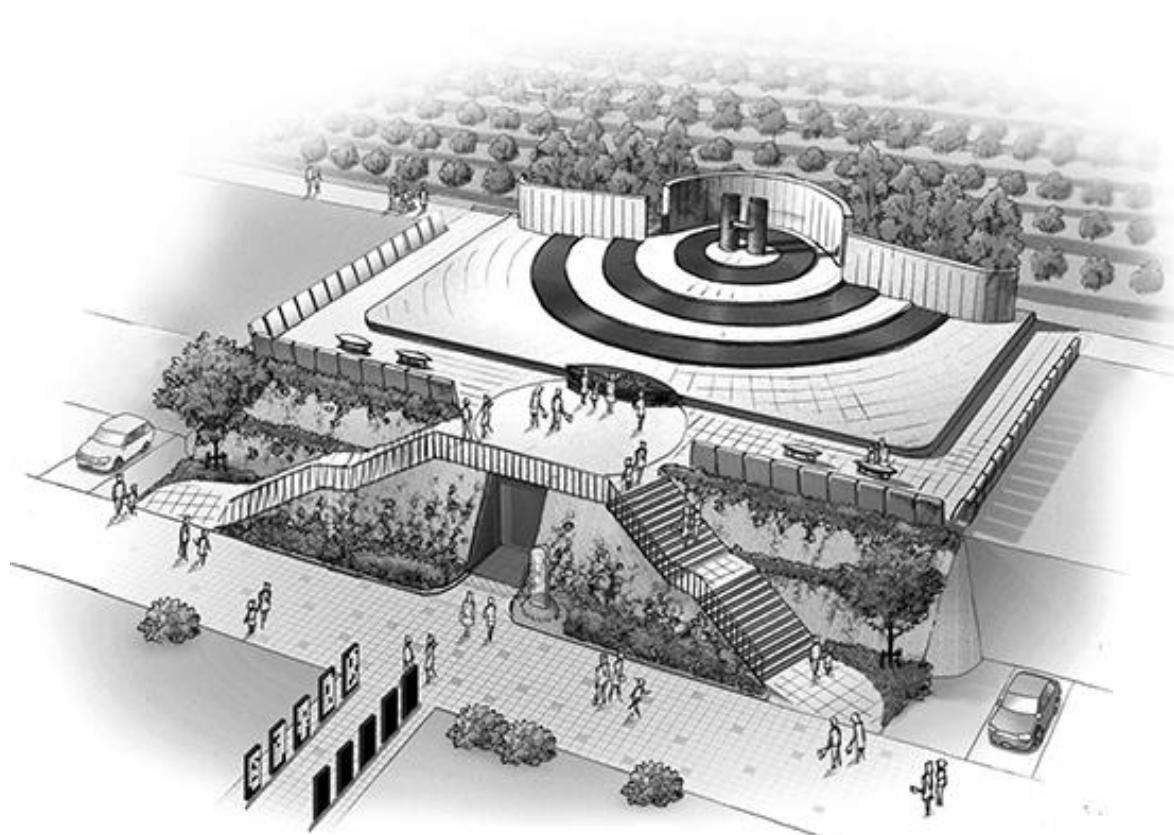
## もくじ

---

施設の概要	2
申込区分、申込方法及び必要書類について	3
申請者の資格について	3
使用の区分について	4
使用料について	4
埋蔵について	5
記名について	6
申請書の記入について	7～9
使用料のお支払いについて	10～11
合葬墓「虹の丘」使用許可書について	12
申請から埋蔵までの手続について	13
ふるさと納税による申込方法について	14
埋蔵手続きについて	15
遺骨の改葬について	15
墓参について	15
埋蔵者の照会について	16
個人情報の取扱いについて	16
その他	16

## 施設の概要

名称	合葬墓「虹の丘」								
運営主体	飯盛霊園組合 (守口市、門真市、大東市及び四條畷市之一部事務組合)								
所在地	大阪府四條畷市大字下田原448番地 飯盛霊園内								
供用開始	平成19年4月10日								
敷地面積	904.5 m <sup>2</sup>								
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階建								
規模	<table> <tr> <td>合葬</td> <td>約 10,000 体</td> </tr> <tr> <td>個別安置</td> <td>5,000 体</td> </tr> <tr> <td>記名板 (モニュメント周囲)</td> <td>5,180 件</td> </tr> <tr> <td>記名板 (参道)</td> <td>6,504 件</td> </tr> </table>	合葬	約 10,000 体	個別安置	5,000 体	記名板 (モニュメント周囲)	5,180 件	記名板 (参道)	6,504 件
合葬	約 10,000 体								
個別安置	5,000 体								
記名板 (モニュメント周囲)	5,180 件								
記名板 (参道)	6,504 件								



## 申込区分、申込方法及び必要書類について

申込区分は、申請者が、将来使用するための「生前予約」での申込みと、既に所持されている遺骨を埋蔵するための「遺骨所持」の申込みがあります。

申込みに必要な書類は、申込区分により異なります。

申込方法は、次の「申込必要書類」を郵送又は持参してください。

**※申込みと使用料の納付を同時に行なうことはできません。(13 ページ参照)**

申込区分	申込必要書類
生前予約	<p>① 合葬墓「虹の丘」使用許可申請書</p> <p>② 申請者の住民票（発行日から 3 カ月以内のもの）、運転免許証、マイナンバーカード表面※（顔写真、氏名、住所）等のコピーいずれか 1 点（現住所や生年月日を確認することのできる公的機関発行の書類）</p>
遺骨所持	<p>① 合葬墓「虹の丘」使用許可申請書</p> <p>② 申請者の住民票（発行日から 3 カ月以内のもの）、運転免許証、マイナンバーカード表面※（顔写真、氏名、住所）等のコピーいずれか 1 点（現住所や生年月日を確認することのできる公的機関発行の書類）</p> <p>③ 所持されている遺骨の火葬許可証（又は埋蔵証明書、改葬許可証等）のコピー</p>

**※マイナンバーカード裏面の個人番号をコピーされると受理できませんのでご注意ください**

- ・ふるさと納税による申込みについては 14 ページを参照してください。
- ・生前予約の場合は、ご自身の死後、埋蔵手続を依頼する方に、使用許可書のコピーを渡すなどし、遺骨を確実に持参していただくようにしておいてください。
- ・飯盛霊園の墓所を返還して虹の丘の申込みをされる方につきましては、事前に組合管理課までご相談ください。
- ・遺骨の改葬（他の墓所等から虹の丘へ改葬する場合）の申請につきましても、1 体につき 1 件の申込みとなります。※改葬手続については 15 ページを参照してください。

## 申請者の資格について

合葬墓「虹の丘」は、どなたでも申込みすることができますが、資格により使用料が変わります。

資格	要件
資格 1	(1) 守口市・門真市・大東市・四條畷市に住所を有する方
	(2) 飯盛霊園の墓所使用者
	(3) 死亡時に関係市の市民であった埋蔵予定者（故人）の遺骨所持者
資格 2	資格 1 以外の方

## 使用の区分について

個別安置、記名、連名保証（連ねて名前を刻字）を希望される方は、合葬に加えて任意で申込みをすることができます。各区分内容の詳細については5、6ページを参照してください。

申込の分類	使用の区分	概要
必須	合葬	骨つぼからお骨を取り出して埋蔵します
任意 (希望者のみ)	個別安置※	骨つぼのまま個別に10年間安置してから合葬します
	記名※	石の記名板に故人の氏名等を刻字します。文字や字体などを指定することはできません
	連名保証	記名の刻字箇所を上下に接して確保することを保証します (複数名の同時の使用許可が条件になります)

※個別安置及び記名の位置を指定することはできません。入金後使用許可時に自動的に決定されます。

## 使用料について

### ■各区分の使用料

区分	使用料（税込）	
	資格 1	資格 2
必須	合葬	50,920 円
任意	個別安置（10年間）	50,920 円
	記名	107,000 円
	連名保証	10,700 円
		76,380 円
		160,500 円
		16,050 円

### ■個別安置（10年間）延長 ※申込は個別安置期間が満了するまでに限る

区分	使用料（税込）	
	資格 1	資格 2
任意	個別安置（10年間）ごと	50,920 円
		76,380 円

### ■使用料の金額表（区分を合算した使用料）

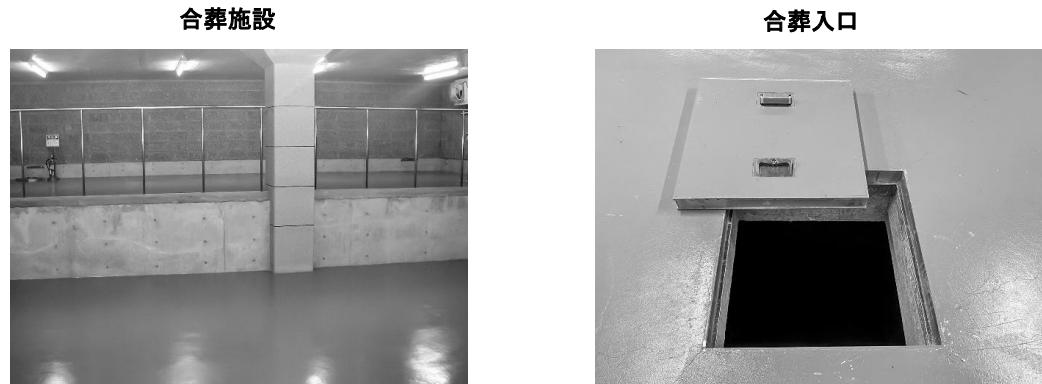
使用区分	使用料合計（税込）	
	資格 1	資格 2
合葬	50,920 円	50,920 円
合葬・個別安置	101,840 円	127,300 円
合葬・記名（連名保証なし）	157,920 円	211,420 円
合葬・記名（連名保証あり）	168,620 円	227,470 円
合葬・個別安置・記名（連名保証なし）	208,840 円	287,800 円
合葬・個別安置・記名（連名保証あり）	219,540 円	303,850 円

## 埋蔵について

埋蔵は組合が行います。合葬墓内部には職員以外の方は立ち入ることができません。

### 【合葬】

骨つぼから遺骨を取り出して埋蔵します。合葬後に遺骨を取り出すことはできません。



### 【個別安置】

- ・個別安置の位置を指定することはできません。入金後使用許可時に自動的に位置を決定します。
- ・個別安置の位置は使用許可書に記載します。
- ・骨つぼの状態で 10 年間個別に安置します。骨つぼの大きさは 18cm 四方までです。
- ・分骨された小さい骨つぼがある場合は合わせて安置できます。
- ・骨壺に入りきらない遺骨は別の容器に入れてご持参ください。個別安置時に先に合葬します。

#### ■個別安置期間

(1) 生前予約申込の場合……死亡の日から 10 年間

(2) 遺骨所持申込の場合……使用許可の日から 10 年間

- ・安置期間は 10 年毎に延長可能ですが、期間満了までに申請いただく必要があります。
- ・安置期間延長の申請がない場合は、安置期間の満了後、組合にて合葬します。
- ・安置期間満了の通知は行いません。



#### ■埋蔵の時期

虹の丘への埋蔵は、埋蔵申請を受理した週（月曜日から日曜日まで）の翌週水曜日に実施します。



## 記名について

### 記名板



### 刻字イメージ



## ■刻字の内容

- ・「埋蔵者の氏名、出生年月日、死亡年月日」
- ・刻字する文字や字体を指定することはできません。
- ・刻字内容が不詳のまま刻字することはできません。  
(改葬許可証等が不詳の場合、戸籍等をご確認ください)

## ■記名の位置

- ・記名の位置を指定することはできません。入金後使用許可時に自動的に刻字位置を決定します。
- ・記名の位置は使用許可書に記載します。

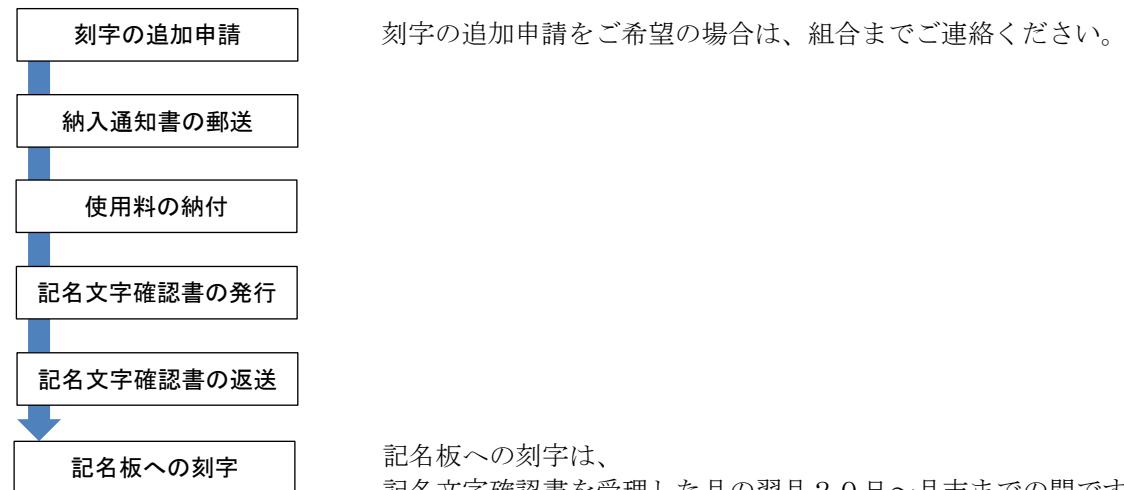
## ■連名保証

- ・複数名で記名を申込された場合に、刻字する位置が離れることなく上下に接して確保することを保証します。
- ・連名保証を希望する方は、全員同時に申請し使用許可されることが条件です。

## ■刻字の時期

記名板への刻字は、虹の丘への埋蔵申請を受理した翌月の 20 日から末日の間に行います。  
(埋蔵手続きが完了するまでは、記名位置を確保している状態となり空欄となります)

## ■刻字の時期（追加申請）



## 申請書の記入について

飯盛霊園組合 管理者宛

### 記入例

①

令和7年11月1日申込

#### 合葬墓「虹の丘」使用許可申請書(R7.11~)

##### ■申請者

住所	〒575-0012 大阪府四條畷市○丁目△番□号 アンドリュー・ワイルズ飯盛 ○○号		
② (フリガナ) 氏名	イイモリ タロウ 飯盛 太郎	生年月日	大・昭・平・令 50年 3月 3日 電話番号 0743 - 78 - 1195

【納入通知書・使用許可書等の送付先】 いずれかに○

申請者 別添同時申請者(氏名: )

③ □次の住所 送付先住所	〒 -
送付先氏名	電話番号 - -

##### ■申請者の資格 資格1・資格2 どちらかに○

④ 資格1	関係市(守口市・門真市・大東市・四條畷市) の市民				
	飯盛霊園の墓所使用者(墓所番号 区列号)(許可番号 第 号)				
	死亡時に関係市の市民であった埋蔵予定者の遺骨所持者				
資格2	資格1以外				

##### ■申込区分 1・2 どちらかに○ (2に○の場合は、埋蔵予定者を記入)

⑤ 1	生前予約申込(申請者本人を将来埋蔵)				
2	遺骨所持申込	埋蔵予定者 (フリガナ) 氏名	イイモリ タロウ 飯盛 一郎	申請者から みた続柄 父	

##### ■使用区分 1~4 いずれかに○(3・4はア・イどちらかにも○)

		使用区分	使用料	
			資格1	資格2
1	合葬		50,920円	50,920円
2	合葬・個別安置		101,840円	127,300円
3※ 6	ア	合葬・記名(連名保証なし)	157,920円	211,420円
	イ	合葬・記名(連名保証あり)	168,620円	227,470円
4※ 7	ア	合葬・個別安置・記名(連名保証なし)	208,840円	287,800円
	イ	合葬・個別安置・記名(連名保証あり)	219,540円	303,850円

※ 使用区分「3」又は「4」を選択された方は、裏面も記入してください。

##### ■必要書類

①申請者の住民票の写し、運転免許証、マイナンバーカード表面等のコピーいずれか1点

②【■申込区分】の2(遺骨所持申込)に○の場合】

埋蔵予定者の火葬許可証(又は埋蔵証明書又は改葬許可証等)のコピー

組合記入欄 受付番号	第 号	起案日	令和 年 月 日	決裁日	令和 年 月 日
決裁欄	課長	課長補佐	主査	受付	可年月日
					許可番号
處理欄	電算入力		調定番号 No.	検証	入金確認 窓・CVS・銀行
				/	/
			No.		手渡・〒

## **①申込日**

提出する年月日を記入してください。

## **②申請者**

- 申込みされる方（申請者）の郵便番号、住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号を記入してください。
- 住所は申請者の住民票の写しなどの添付書類の記載どおりに番地まで記入してください。  
マンション名などがある場合は、住所の後に記入してください。

## **③納入通知書・使用許可書等の送付先**

希望される送付先について☑を入れてください。

- 申請者に送付する場合は、「申請者」に☑をしてください。
- 同時に申請された方に送付を希望される場合は、「別添同時申請者」に☑し、その方の氏名を記入してください。
- その他の送付先に希望される場合は、「次の住所」に☑し、送付先の郵便番号、住所、氏名、電話番号をご記入ください。

## **④申請者の資格**

次のいずれかに該当する場合は、「資格 1」を○で囲んでください。

- 申請者の住所が関係市（守口市・門真市・大東市・四條畷市）
- 申請者が飯盛霊園の墓所使用者  
※使用墓所の「墓所番号」と「許可番号」を記入してください。
- 死亡時に関係市の市民であった埋蔵予定者の遺骨所持者
- 上記（資格 1）に該当しない場合は、「資格 2」を○で囲んでください。

## **⑤申込区分**

- 申請者が、ご自身の将来のために申込みをされる場合（生前予約申込）は、「1」を○で囲んでください。
- 現在、所持している遺骨（他の墓所に納骨等されている場合を含みます。）を埋蔵するための申込みをされる場合（遺骨所持申込）は、「2」を○で囲み、「埋蔵予定者の氏名、フリガナ及び申請者からみた続柄」を記入してください。

## **⑥使用区分**

- 1～4のいずれかを○で囲んでください。
- 「3」又は「4」を選択の場合は、「ア」（連名保証なし）又は「イ」（連名保証あり）を○で囲み、申請書裏面も記入してください。

■連名保証なし記入欄(表面アを選択した場合)

7	方向・順番 指定不可	氏名	生年月日	死亡日(生前予約申込は不要)

■連名保証欄(表面イを選択した場合)

□別添同時申請の申請書のとおり【 <input checked="" type="checkbox"/> の場合は下記氏名の記入不要】				
方向	順番	氏名	生年月日	死亡日(生前予約申込は不要)
上	1	飯盛 一郎	昭和20年1月1日	令和7年8月1日
	2	飯盛 花子	昭和20年2月2日	令和7年9月1日
8	3	飯盛 太郎	昭和50年3月3日	生前予約は不要
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
下	10			

【注意事項】

- ・連名での保証を希望される場合は、必ず全員そろって同時に申請してください。
- ・連名刻字は、上記に記載された順番で行います。
- ・生年月日および死亡日（生前予約申込は不要）は必ずご記入ください。
- ・刻字位置の指定はできません。

⑦連名保証なし記入欄(表面アを選択した場合)

申請書表面の使用区分「3のア」又は「4のア」(連名保証なし)を選択された場合は、

- ・生前予約申込の場合は、申請者の氏名、生年月日を記入してください。
- ・遺骨所持申込の場合は、埋蔵予定者の氏名、生年月日、死亡日を記入してください。

⑧連名保証欄(表面のイを選択した場合)

申請書表面の使用区分「3のイ」又は「4のイ」(連名保証あり)を選択された場合は、

順番に下記のとおり記入してください。(記入例では3名を連名保証する場合)

- ・生前予約申込の場合は、申請者の氏名、生年月日を記入してください。
- ・遺骨所持申込の場合は、埋蔵予定者の氏名、生年月日、死亡日を記入してください。

なお連名保証する方のうち、代表者1名の申請書の連名保証欄に記入し、それ以外の方の場合は、

「別添同時申請の申請書のとおり」としてください。

## 使用料のお支払いについて

合葬墓「虹の丘」使用許可申請書による申込後、書類審査が完了しましたら「納入通知書」を送付いたします。納入期限までに下記の納付場所にて納付してください。

飯盛壇園組合 壇園事業特別会計 納入通知書											
〒 575-0012 大阪府四條畷市下田原  飯盛 太郎 様	令和7年11月10日発行										
<p>この度申込いただきました、合葬墓「虹の丘」使用料の納入通知書を送付いたします。</p> <p>下記のとおり納付してください。 飯盛壇園組合 管理者</p> <p style="text-align: right;">(税込)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">令和7年度歳入</th> <th style="width: 70%;">虹の丘使用料</th> </tr> <tr> <td colspan="2">款: 使用料及手数料 項: 使用料 目: 壇園使用料 節: 墓地使用料 税節: 虹の丘使用料</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>¥208,840</td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td>令和7年12月31日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記使用料を納入されますと、合葬墓「虹の丘」使用許可書を交付します。</td> </tr> </table>		令和7年度歳入	虹の丘使用料	款: 使用料及手数料 項: 使用料 目: 壇園使用料 節: 墓地使用料 税節: 虹の丘使用料		金額	¥208,840	納入期限	令和7年12月31日	上記使用料を納入されますと、合葬墓「虹の丘」使用許可書を交付します。	
令和7年度歳入	虹の丘使用料										
款: 使用料及手数料 項: 使用料 目: 壇園使用料 節: 墓地使用料 税節: 虹の丘使用料											
金額	¥208,840										
納入期限	令和7年12月31日										
上記使用料を納入されますと、合葬墓「虹の丘」使用許可書を交付します。											
<b>納付場所</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 飯盛壇園組合</li> <li>2. 下記の取扱金融機関の本店又は支店 りそな銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行 大阪東部農業組合</li> <li>3. 下記のコンビニエンスストアの全国の店舗 セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ボン（生活彩家）、くらしハウジング、スリーイット、ゼイヨーマート、ハマナスクラブ、ティーライマザキ（マザキダイリーストア・マザキスペシャルパートナーショップ・ニューカマザキダイリーストア）、MILK軒置店</li> <li>4. スマホ決済アプリで納付 アプリで納入通知書のバーコードを読み取って納付いただけます。 PayPay、楽天銀行、PayPay、au Pay、d払い、ファミペイ</li> </ol> <p>*1~3については、スマホ決済アプリでの納付はできません。 ※3、4ともに納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの（ファミペイは10万円を超えるもの）は取扱いできません。 ※3、4ともに納入期限を過ぎた納入通知書は取扱いできません。</p>											
<p>お問い合わせ先 〒 575-0012 大阪府四條畷市大字下田原448番地 飯盛壇園組合 管理課 電話 0743-78-1195</p>											

飯盛壇園組合 壇園事業特別会計 納入済通知書		(組合/CVS等本部用)	飯盛壇園組合 壇園事業特別会計 領収通知書(金融機関/CVS等店舗用)	飯盛壇園組合 壇園事業特別会計 領収証書(納入者用)																												
		令和7年11月10日発行	令和7年11月10日発行	令和7年11月10日発行																												
<p>飯盛 太郎 様 納</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">公金取扱取りまとめ金融機関</td> <td style="width: 70%;">飯盛壇園組合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">りそな銀行 四條畷支店</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(税込)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>¥208,840</td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td>令和7年12月31日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記使用料を納入されますと、合葬墓「虹の丘」使用許可書を交付します。</td> </tr> </table>		公金取扱取りまとめ金融機関	飯盛壇園組合	りそな銀行 四條畷支店		(税込)		金額	¥208,840	納入期限	令和7年12月31日	上記使用料を納入されますと、合葬墓「虹の丘」使用許可書を交付します。			<p>飯盛 太郎 様 納</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和7年度歳入</td> <td style="width: 70%;">虹の丘使用料(合・匯・記)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">調定番号 679</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>¥208,840</td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td>令和7年12月31日</td> </tr> </table>	令和7年度歳入	虹の丘使用料(合・匯・記)	調定番号 679		金額	¥208,840	納入期限	令和7年12月31日	<p>飯盛 太郎 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和7年度歳入</td> <td style="width: 70%;">虹の丘使用料(合・匯・記)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">調定番号 679</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>¥208,840</td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td>令和7年12月31日</td> </tr> </table>	令和7年度歳入	虹の丘使用料(合・匯・記)	調定番号 679		金額	¥208,840	納入期限	令和7年12月31日
公金取扱取りまとめ金融機関	飯盛壇園組合																															
りそな銀行 四條畷支店																																
(税込)																																
金額	¥208,840																															
納入期限	令和7年12月31日																															
上記使用料を納入されますと、合葬墓「虹の丘」使用許可書を交付します。																																
令和7年度歳入	虹の丘使用料(合・匯・記)																															
調定番号 679																																
金額	¥208,840																															
納入期限	令和7年12月31日																															
令和7年度歳入	虹の丘使用料(合・匯・記)																															
調定番号 679																																
金額	¥208,840																															
納入期限	令和7年12月31日																															
<small>(注意) 支店での取扱いのできないもの、窓口ができないもの、納入期限を過ぎたもの、金額を訂正したものはコンビニエンスストアで納付できません。</small>																																
<p>CVS等納用</p>  <p>(91)548567-320330035925111000050- 260331-0-208840-4</p> <p>上記のとおり領収しましたので通知します。 飯盛壇園組合 合計管理者あて 取扱代行会社 りそな決済サービス株式会社</p>		領収印付印	領収印付印	領収印付印																												
				(取扱印紙不要)																												
<b>スマホ決済用バーコード</b>																																

※納入期限内に納付されなかった場合は申請が無効になります。

## ■納付場所

(1) 飯盛靈園組合の窓口（現金）

(2) 取扱金融機関の本店又は支店（現金）

- ・りそな銀行 三井住友銀行
- ・関西みらい銀行
- ・大阪東部農業協同組合

(3) コンビニエンスストアの全国の店舗（現金）

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ
- ・ポプラ
- ・生活彩家
- ・くらしハウス
- ・スリーエイト
- ・セイコーマート
- ・ハマナスクラブ
- ・デイリーヤマザキ
- ・ヤマザキデイリーストア
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ・ニューヤマザキデイリーストア
- ・MMK 設置店

※MMK 設置店とは MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているスーパー・マーケットやドラッグストア等の店舗です。

(4) スマホ決済

利用できるスマホ決済アプリ

- ・PayB
- ・楽天銀行
- ・PayPay
- ・au Pay
- ・楽天ペイ
- ・d払い
- ・ファミペイ

※ 各アプリで納入通知書のバーコードを読み取って支払うことができます。

※ 各アプリにより納付方法が異なりますので、詳しい支払方法等については各アプリのHP等でご確認ください。

## ■コンビニ・スマホ決済で納付ができないもの

- ・納入通知書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- ・納入通知書に記載の納入期限を過ぎたもの
- ・納入通知書にバーコードが印刷されていないもの
- ・破損、汚損などによりバーコードを読み取りできないもの

## ■スマホ決済での注意事項

- ・アプリのインストールと利用登録が必要です。
- ・手数料は発生しませんが、通信料は利用者負担となります。
- ・領収証書は発行されません。アプリの納入履歴や支払口座の取引明細等で確認してください。
- ・領収印のない納入通知書が手元に残りますので、二重支払いにご注意ください。

## ■使用許可となるまでの日数（入金が反映されるまでの日数）

- ・飯盛靈園組合の窓口：原則として即日
- ・取扱金融機関の本店又は支店・コンビニ・スマホ決済：2～3週間

※金融機関等でのお支払いの場合、入金が反映され使用許可書がお手元に届くまで相当の日数を要しますので、お急ぎの方は「(1)飯盛靈園組合の窓口」で納付されることをお勧めします。

## 合葬墓「虹の丘」使用許可書について

納付を確認後、使用許可した証として合葬墓「虹の丘」使用許可書を交付します。  
埋蔵手続の際にご提示をお願いします。

### 使用許可書(見本)

様式第4号（第6条関係） 合葬墓「虹の丘」使用許可書	
許可番号	
使用許可年月日	
使用者住所	
使用者氏名	
生年月日	
申込区分	
使用区分	
使用料	合葬
	個別安置
	記名
	合計
隣接安置、記名	
埋蔵予定者氏名	

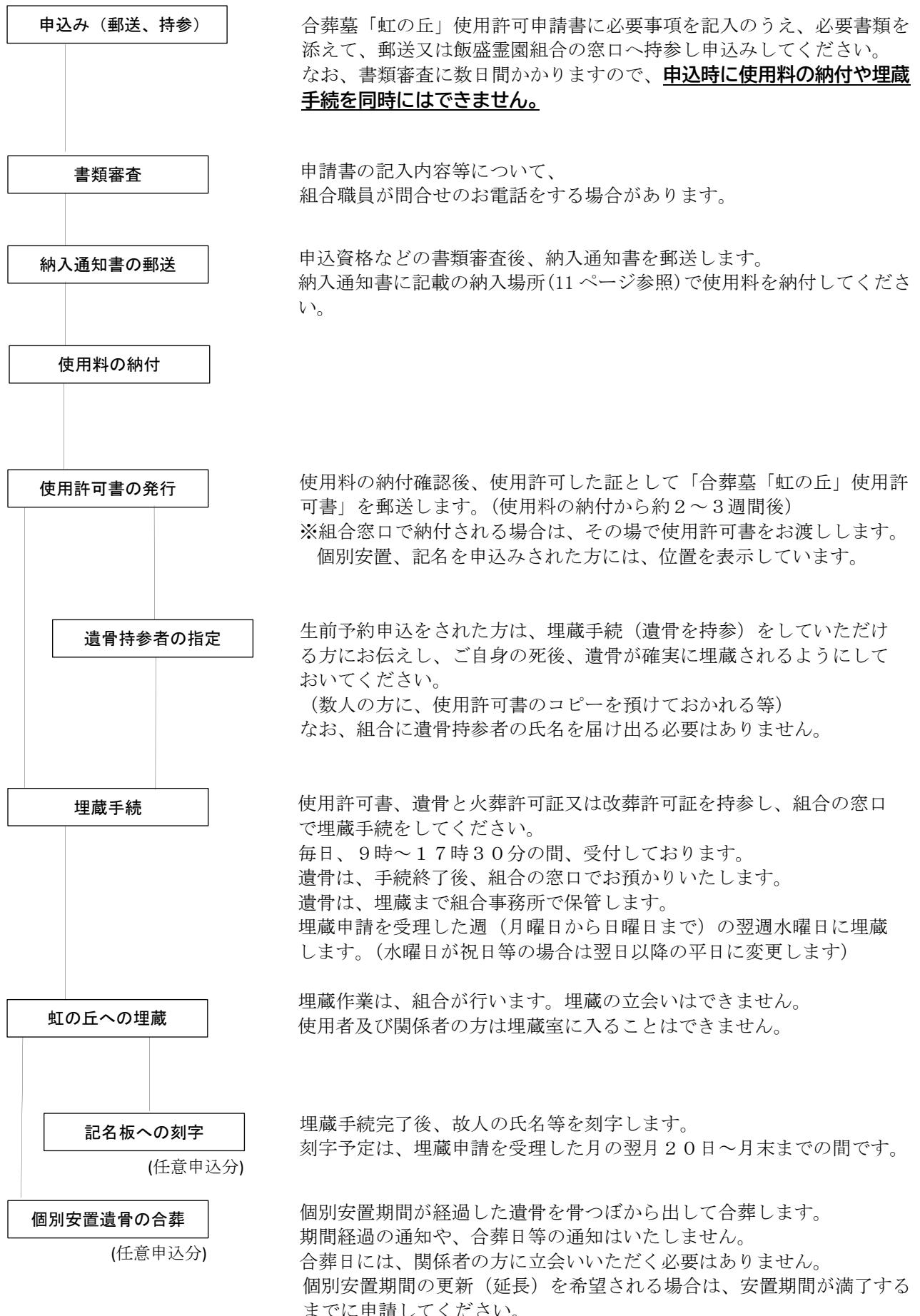
上記のとおり虹の丘の使用を許可したことの証として本書を交付します。

飯 盛 霊 園 組 合  
管 理 者

575-0012  
大阪府四條畷市大字下田原448番地

飯盛 太郎 様  
[Redacted Signature]

## 申請から埋蔵までの手続について



## ふるさと納税による申込方法について

関係市(守口市、門真市、大東市、四條畷市)の各ふるさと納税ポータルサイトから申込みができます。

	守口市	門真市	大東市	四條畷市
掲載サイト	ふるさとチョイス ふるなび ふるさとプレミアム 楽天	ふるさとチョイス ふるなび 楽天 ANA マイナビふるさと納税 ふるさと納税百選 JRE MALL ふるさと納税	ふるさとチョイス ふるなび ふるさとプレミアム 楽天	さとふる ふるさとチョイス
寄付金額	170,000 円	184,000 円	170,000 円	187,000 円

※寄付金額は令和7年11月時点

### ■ふるさと納税を利用してお申込みされる場合の流れ

(1) ふるさと納税ポータルサイトからお申込みください。

※お申込みの前に、必ず飯盛園組合までご連絡ください。

(2) 使用許可申請書や案内書類を組合からお送りします。

(3) 使用許可申請書と必要書類をご提出ください。

※申請書の有効期限は発行日から1年以内です。期限内にご提出ください。

※必要書類の詳細は3ページをご覧ください。

(4) 使用許可書を郵送いたします。

### ■ふるさと納税をご利用される際の注意事項

・関係市（守口市・門真市・大東市・四條畷市）の方は、ご自身がお住まいの市以外の関係市のふるさと納税返礼品から合葬墓「虹の丘」をお選びください。

（お住まいの市へのふるさと納税では返礼品を受け取ることができません。）

・ふるさと納税を通じて申込できる使用区分は「合葬」のみです。

個別安置、記名および連名保証でのお申込みは通常の申込みとなります。

・寄附申込後にお送りする使用許可申請書は、1年以内にご返送ください。

・入金（寄附金）の確認に時間を要するため、申請書ご返送から使用許可書の発送までに2か月程度かかる場合があります。

・使用許可後の使用料（寄附金）の返還はできません。

## 埋蔵手続きについて

- ・使用許可後に埋蔵申請を受け付けます。
- ・お預かりした遺骨は、埋蔵日まで組合事務所で保管します。
- ・埋蔵日は毎週水曜日です（祝日・年末年始等は変更となります）。
- ・埋蔵申請を受理した週（月～日）の翌週水曜日に埋蔵を実施します。
- ・埋蔵の立会いはできません。
- ・埋蔵後の遺骨の返還はできません。

## 遺骨の改葬（他の墓所等から遺骨を移されるとき）について

- ・「改葬」とは、墓所や納骨堂などに納骨されている遺骨を、別の墓所などに移すことです。
- ・改葬するときは「改葬許可証」が必要となります。
- ・「改葬許可証」は、納骨されている墓地等が所在する市町村役場が交付します。
- ・交付申請手続の詳細は、現在、納骨されている墓所等の市町村役場に問合せしてください。
- ・虹の丘の申請には、「埋蔵・収蔵証明書」又は「改葬許可証」のコピーが必要です。

### （手続きの順序）

- (1) 「改葬許可申請書」の入手  
現在、遺骨が納骨されている墓地等の所在する市町村役場で「改葬許可申請書」の用紙を入手する。
- (2) 「埋蔵・収蔵証明書」の発行  
現在、遺骨が納骨されている墓地等の管理者に申し出て、「埋蔵・収蔵証明書」を発行してもらいう。（改葬許可申請書に埋蔵の証明欄がある場合もあります。）
- (3) 改葬許可の申請  
現在、遺骨が納骨されている墓地等の所在する市町村役場で「改葬許可証」の交付申請をしてください。
- (4) 遺骨の引き取り  
現在、遺骨が納骨されている墓地等の管理者に「改葬許可証」を提示して、遺骨を引き取ってください。  
(注意) 土葬していた遺骨を改葬し飯盛霊園に埋蔵する場合は、火葬する必要があります。

## 墓参について

- ・モニュメント正面の献花台でお参りいただけます。  
お供えいただいたお花は、毎日組合が整理・撤去いたします。
- ・線香を使用される場合は、献花台前面の香炉台をご利用ください。
- ・献花台にはローソクの使用できません。
- ・供物やコップ類などの放置はご遠慮ください。  
カラスや野生動物による被害防止のため、お花以外のものは必ずお持ち帰りください。
- ・参拝ゾーンで祭事を行う場合は、他の参拝者へのご配慮をお願いします。
- ・モニュメントゾーンおよび埋蔵室内には立ち入ることができません。  
また、埋蔵された遺骨を一時的に取り出すことはできません。

## **埋蔵者の照会について**

墓参者に対し、使用者または故人のお名前が当霊園の管理する墓籍簿と一致した場合、墓所の位置を回答する「情報照会業務」を実施しております。

この業務を不要とされる方は、お申し出ください。

## **個人情報の取扱いについて**

墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づく帳簿を管理することを目的として必要な個人情報を、使用者の皆様から提供いただいております。

提供いただきました個人情報（プライバシー）につきましては、飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例等により上記の目的の範囲のみ利用し、大切に保管しております。

## **その他**

- ・虹の丘への遺骨の埋蔵が不要となった場合は、使用許可の取消手続が必要です。
- ・虹の丘に遺骨を埋蔵していない場合で、使用者が使用許可の取消しの申出をしたときは、既納の使用料の2分の1の額を還付します。（ふるさと納税による使用許可の場合、還付はありません。）
- ・虹の丘に埋蔵された遺骨は、返還できません。ただし、個別安置の遺骨について個別安置の期限内に返還の申出があった場合に限り、使用許可を取り消し、遺骨を返還することができます。
- ・次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことがあります。
  - (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
  - (2) 条例の規定又は条例の規定に基づく指示に違反したとき。
  - (3) 許可の申請に偽りがあったとき。
  - (4) (1) から (3) までのほか、虹の丘の管理上支障があると認められるとき。

なお、使用の許可が取り消されたときは、指定する期日までに遺骨を引き取っていただくこととなります。